慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マルシリウス・パドゥアにおけるアリストテレース受容の問題：その政治学的考察
Sub Title	Marsilius' interpretation of Aristotle with a special reference to politics.
Author	鷲見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.235- 252
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0235

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マルシリウス・パドゥアにおける アリストテレース受容の問題

——その政治学的考察——

鷲見誠一

一　はじめに
二　国　家
　(一)　国家の成立
　(二)　国家主要部分の概念
三　むすび

一　はじめに　——問題の所在——

アリストテレースの政治思想が彼以後の中世紀の思想家において、理論的、組織的に正しく実を結んだのは、マルシリウス・パドゥアの「平和の擁護者」とトマス・アクィナスの「君主論」においてであろう。マルシリウスは中世紀における最も組織的且つ分析力に富んだ政治理論家である。彼はその政治理論をアリストテレースの「政治学」を摂取することによつて形成した。

彼の問題意識の出発点は極めて具体的且つ現実的である。彼が追求しようとしたものは、平和の必要性、その阻害原因の究明および平和確保の手段である。しかもこの平和は、抽象的・思弁的なるものとして観念されているのではなく、彼が生きた当時のヨーロッパ世界の争乱と混乱の淵から希求、渇望されたものであつた。

マルシリウスは「平和の擁護者」の冒頭で平和を強調し、引き続き次の如く述べる。

「悲惨な人々は彼等の不和と争いの故にうちひしがれている。この不和と争いは、動物の病気の如く、市民組織の不健全な配備であると認識されている。争いは数多くの原因を有するにもかかわらず、普通の方法で発生するこれらのほとんど大部分の原因は、哲学者中の最も秀でた人（アリストテレース・筆者補）によつて彼の政治学の中で述べられている。しかし、これらに加えて、ローマ帝国が過去と現在の永きにわたつてこれまで苦しめられてきた、ひとつの特殊にして極めて解し難い原因がある。……アリストテレース及び彼と同時代あるいはそれ以前の哲学者達もこの原因の初源と種を識別することはできなかつた。何故ならそれは、アリストテレース時代のはるか後に、究極因によつて形成された奇跡的事件の余波として受容されることとなつた、ある悪しき意見だからである。」(1)

ここにおいては先ず、哲学者アリストテレースに対する強い尊敬の念が注目されなければならぬ。このことは、マルシリウスに限定されたことではなく、アリストテレース哲学受容後の中世紀の学者に一般的にみられることであつた。彼がアリストテレースに敬意を抱いたのは、アリストテレースの「政治学」が社会不和、革命に関して理論的分析をあますところなく成しているからである。しかし、その彼の分析一覧表の中にも、彼以後に発生したが故に掲載されていない、社会混乱の原因がひとつあつた。右の引用文中にそれが暗示されている。

「究極因」とはこの場合キリスト教における神であり、その神によつて「形成された奇跡的事件」とはキリスト生誕のことであり、そこから派生した「余波」且つまたローマ帝国（古代ローマ帝国とは限らない）を悩ましてきた原因とは、ローマ教皇制なのであつた。「それ故、神の助けでもつてこの争乱の固有な原因のみをあばくことが私の目的である。何故ならば、アリストテレースによつて以前に究明された争乱、不和の原因の数と本質を復唱することは無駄なことであるから。アリス

トテレースが知ることができず、彼より後の人で知ることはできたにもかかわらず誰も究明しようとしなかつたこの原因を我々はあばきたいと思う。その結果、これは全ての国や都市から早々に排除されるであろう。そして有徳な支配者と臣民は、より一層平和裡に生活するのである。」(2)

右の記述でマルシリウスの意図は明白である。彼は平和攪乱者としてのローマ教皇制の政治権力を否定し、権力保持者を一元的に措定するのである。彼の立場からすれば、世俗権力者以外の他のものが政治的事項に容喙する権能を有する故に、社会に不和と争乱が発生するのである。それ故、政治権威・権力の究極的源泉を人民として一元的政治体制を樹立し、その上教会政治においても人民主権理念を転位させて、ローマ教皇の至高権を否定すれば、社会的平和は達成されるのである。

マルシリウスは「平和の擁護者」を三巻に分ける。

「最初に私は、人間知性によつて発見された確実なる方法によつて、且つまた自然・習慣・悪しき情熱によつて腐敗されていない精神の全てにとつて自明な命題に基づいた方法によつて、私の見解を証明するだろう」。(3) 第一巻において、彼はひとつの社会内における一元的政治権力の必要性、政治権力・権威の究極源泉は人民であること(即ち人民主権理念)、法による支配・行政等々を主としてアリストテレース政治思想に依拠しつつ論証するのである。第二巻は、第一巻で提示されたものを永遠の真理およびキリスト教の教父・解釈者の権威で確証するのである。第三巻は、結論および前二巻のまとめである。

マルシリウスの究極的意図あるいは思想的全体像からすれば、当然のことながら第二巻が主眼目とされる。何故なら、ここに第一巻で論証された事柄を引き移すことによつて、究極的にローマ教皇の政治的権限、優越性が否定されるからである。しかし、政治思想史的観点からすれば、学的重要性は第一巻にあるといえよう。しかも、彼の究極意図が第二巻の内容にあるとしても、第一巻における主張が確証されない限り第二巻はその存立基盤を確立しえないのである。第一巻は、現代的観点からみても第一級の政治理論書といえるであろう。その価値は、マルシリウスの独創性もさることながら、アリスト

テレース哲学殊にその政治思想を批判的に摂取したことにより生じるものである。この意味において「平和の擁護者」は、ラギャルド (G. de Lagarde) のいう如く、アリストテレース哲学を基本とした十四世紀のパリ大学文芸学部の所産といえる。(4)

さて本稿においては、マルシリウスにおけるアリストテレース政治思想の受容態様が明らかにされることによつて、彼の政治思想の特質が浮彫りにされるであろう。つまり、彼がアリストテレースの著作の一文章をそのまま自己の主張に採り入れた場合、彼の思想的特徴がアリストテレースとの同一性という形で表明されるのである。しかもその際、アリストテレースの著作の数ある文章の中、特定のパラグラフを彼が選んだ点に、彼の価値判断のあり方が現出しているといえよう。

あるいは又、彼がアリストテレースの真意とは別の意味で、あるパラグラフを引照・理解した場合、正にその偏差に彼の思想的特質が象徴されているのである。換言すれば、マルンリウスがアリストテレース政治学の真に意図する方向を変更させた点に、彼の思想的本質を見出そうとわれわれは努力するのである。(5)

尚その際、「平和の擁護者」におけるアリストテレース受容は、㈠国家論㈡法律論㈢人民主権理念の三点に多大な意味が見出されるのだが、本稿は紙幅の制限により国家論に関してのみ究明することとし、他の二点は別稿において論ずることとしたい。

二　国　家

(一)　国家の成立

マルシリウスは国家を完全共同体と規定する。(6) この国家が完全共同体である故に、国家及びその種と類を論ずる前に、完全共同体の前段階たる市民共同体及びその制度の初源を追求する必要があるとされる。彼は方法論をアリストテレース「自

然学」に準拠しつつ「平和の擁護者」一巻三章二節において次の如く述べる。「不完全なものからより完全なものへおもむくことは、常に自然の道、自然の模倣即ち業（アルス・ars）の道である。[7] そして人々は、諸要素へと分下する第一原理と第一原因を先ず最初に知るのでないならば、それぞれの事柄に関する科学的知識を有するとは考えないのである。[8]」。

右の引用個所の後半においては、事物・現象の究極原因、法則を知ることが科学的知識とされる。マルシリウスはこの視点を維持して政治現象の分析にあたつたが故に、その著作に政治理論性を盛ることが可能であつた。

さて彼の思考した人間社会の発展を概括してみよう。彼はアリストテレースの説を引用しつつ、人間社会の初源形態は男女の結合であるとする。[9] この結合から他の人々が誕生してひとつの家を形成する。人間数（家族数）が増殖して一家族集団では不都合となり、多数の家を創設する必要に迫まられる。複数の家が集合して共同体を形成し、これが村落となる。この村落が最初の共同体と称されるのである。[10]

「村落が殖え、共同体が人口増加によつて大きくなつたが、村落は多くの賢明な人々の欠如という理由で、あるいは又政治学三巻九章に書かれている他の理由で、未だ一人の人間によつて支配されている。支配者は、しかし年長者あるいはより善い人とみなされる人である」Multiplicatis autem vicis et facta communitate ampliori, quod oportuit crescente propagacione, adhuc regebantur uno, vel propter defectum pluralitatis prudentum aut aliam quandam alteram causam, ut scribitur 3 Politice, capitulo 9, illo tamen qui senior aut melior habebatur, quamvis ordinacionibus minus imperfectis hiis quibus in vico seu sola vicinia disponebantur. (I, III, 4) 引用された「政治学」内の記述では、王制の問題を論じており本来この文脈には適当ではない。マルシリウスは、村落に一人の支配者が存在する理由として、「多くの賢明なる人々の欠如」を挙げている。彼の思考によれば、社会が多様化し、分業化された職業に従事する人々が増加すれば、各人の経験的知識・叡智が多様化され、それらの総和・集積は国家統治、社会支配において、一人乃至は少数の賢人・教養人の知識・叡智より

も秀いでたものとみなされるのである（かかる発想の発展したものが人民主権理念である）。原始社会は、かかる多様な職業ひいては経験的知識・叡智に富む多様・多数の人々を内包しない故に、一人の年長者、善き人によつて支配されざるを得ないのである。かかる発想は、マルシリウス独自のものとみなしてよいであろう。

マルシリウス的人間観によれば、人間は厳しい自然環境、一人で裸にほうり出されれば生存不可能な状況に生れ出ている。それ故、人間はかかる自然的要素を避けるために、多様な種と類の技術（アルス）を必要とした。「しかしこれらの技術（アルス）は多数の人々によつてのみ実現され得るのであり、そして人々の相互に集合した組織を通してのみ所有される故に、人々はこれらの技術（アルス）でもつて有益なるものを獲得するために、そして有害なるものを避けるために相互に結集しなければならぬのである」(11)。人間にとつては、多種の技術（アルス）とこの技術を実現する多様に分業化した各種の組織の集合体としての社会が必要とされているのである。社会の必要性が明白である故に、正に人間は相互に結集するのである。社会は、アリストテレース的に自然に即して発生・成立するものではない。それは、人間が自然状態の中に存在する自己を直視することによつて、換言すれば自己と自然との関係を冷厳に知らされることによつて、意志的に形成した結果物なのである。マルシリウス的思惟構造の中においては、人間の本性には社会を形成する要素が可能態として存在することはない。

さて、完全共同体としての国家が形成される重要な段階において、マルシリウスはアリストテレースの著作から何ら引用しないのである。これは、筆者の見解ではマルシリウスの思想的特徴を暗示したものといえる。「これら共同体が漸次増加し、人間の経験がより大きくなり、より完全な技術（アルス）、規則、生活方法が発見され、そして又共同体の諸部分もより一層多様化したのである。遂に、生活及びより善き生活のために必要な諸事物が人間の理性と経験によつて発展の極に達したのである。そしてここに、国家と呼ばれ、その諸部分の分化を伴なつた完全共同体が確立された」Augmentatis autem hiis successive, aucta est hominum experiencia, invente sunt artes et regule ac modi vivendi perfecciores, distincte quoque amplius

communitatum partes. Demum vero que necessaria sunt ad vivere et bene vivere, per hominum racionem et experienciam perducta sunt ad complementum, et instituta est perfecta communitas vocata civitas cum suarum parcium distinccione, cuius continuo determinacionem aggrediemur. (I, III, 5) 人間の理性と経験によつて発展の極に達した「生活及びより善き生活のために必要な諸事物」とは何であろうか。それは、法規範及びそれを制定・維持する人である。

「しかしこの様に結集した人々の間が、もし正義規範によつて規制されないならば、人々を互に戦わしめ、分裂させ、果ては国を崩壊に至らしめる争いと紛争が発生する故に、この社会の中に正義の基準とそれを創り且つ守る人が確立されなければならぬ」Verum quia inter homines sic congregatos eveniunt contenciones et rixe, que per normam iusticie non regulate causarent pugnas et hominum separacionem et sic demum civitatis corrupcionem, oportuit in hac communicacione statuere iustorum regulam et custodem sive factorem. (I, IV, 4) ここに完全共同体としての国家が創成・確立されたのである。多様な技術とこれらを実現する、多様に分業化した各組織を構成する社会に、法律と立法者及び行政者が附加されて国家が成立する。アリストテレースと異なりマルシリウスにとつては、国家と社会は概念的に区別されている。発展段階において、国家は社会より一段上位に存在する。それ故正に国家は完全共同体、完全社会なのである。この点は、アリストテレースの見解を踏襲している。

マルシリウスの発展図式が、男女の結合→家の発生→村の成立→分業化された社会の形成→国家の成立へと進行するに比し、アリストテレースにおいては「ひとつ以上の村から出来て完成した共同体が国である」[12]。彼は国家（ポリス―社会組織と政治組織の合体したもの）の中における各種の分業及びそれに従事する人々について論及するものの、マルシリウスの如く、国家成立以前の段階における分業化された社会を「発展過程」の視点からとらえることはない。マルシリウスが社会発展の分析において分業化された社会と多種の技術をしばしば強調することは、彼の政治理論、就中人民主権理念で最重要の役割を

果す「市民全体」を予兆するものである。

アリストテレースにおいては、国（ポリス）は自然に存在している最初の共同体の終極目的であり、善き生活のために存在しているものである。それ故、ポリスが自然に存在しているものであり、且つ人間は自然にポリス的動物であるとする命題が確立される。[13] この「自然」とは、「生成がその終極に達した時に各事物があるところのもの」とされるのである。即ち自然とは本質の概念である。人間は本質的にポリス的動物である。換言すれば、人間はポリスの中でのみその本質・本性を開華・発展させることのできる動物と考えられる。ポリス以外の場所では、人間はその本性を完成させることが不可能なのである。それ故、人間は全て自己の本性を完成させるための必須的条件としての国家を形成する能力を、本性的に所有していなければならない。かかる本性的能力は客観的に人間一般に存在する。そしてかかる本性的能力の自己展開の帰結、終着点が国家である。故にアリストテレース的立場からすれば、国家は客観的事物である。

しかもこの国家は、善き生活のために存在するのであり、且つ又人間は善き存在即ち有徳な人間となることをその終極目的として所有する。換言すれば、人間は国家の中に存在することによつて、その本性つまり有徳性を完成して徳的生活を営むことが可能なのである。この徳性をも人間は全て客観的に共通に所有している。[14] それ故、いうまでもなくアリストテレース的国家観は道徳的である。

さて右に引用したアリストテレースのパラグラフを、マルシリウスは引用しない。彼はアリストテレースの有名な命題「人間は自然的にポリス的動物である」を引用しない。これは、もし彼がアリストテレースの国家観、政治思想の本質を受容しようと意図したならば、絶対に引用しなくてはならぬものである。彼がこれらアリストテレース的政治思想にとつて不可欠のパラグラフを引用しなかつたことは、彼の思想的特徴をネガティヴに表示している。

前に述べた如くマルシリウスにとつて国家は、理性と経験的叡智によつて確立されたものであつた。人間が「生活及び善

き生活」を獲得するために必要であると自覚するが故に、国家は確立されたのである。国家は自然に即して発生したものではない。それは、人間意志による協約・約束ごととして成立したものである。[15] ここには、アリストテレース的理論における如き客観性は存在しない。マルシリウス的観点によれば、個々人の主体的意志が重視されるのである。[16] 彼は人間の意志を強調する。人間は前述の如く、国家の必要性を自覚してその成立を意志し、国家維持のための法律を欲するのである。

「もし人々の大部分が、これまで十分述べられた如く国家の持続を欲するならば、彼等は、それなくしては国家が持続不可能であるものを欲するのである。これは、正義の基準及び命令でもつて下された有益性の基準であり、法律と呼ばれる」Si ergo valencior hominum multitudo vult policiam manere, quemadmodum bene dictum videtur, vult idem eciam, sine quo policia manere non potest. Hoc autem, est iustorum et conferencium regula, tradita eum precepto, vocata lex… (I, XIII, 2) かかる意志の強調を、グッゲンハイムはノミナリスムスの影響とみなすのである。[17]

前にアリストテレース政治理論は、人間が国家を形成する本性的能力を客観的に所有していると主張する故に、客観的政治理論と規定された。一方、マルシリウスにおいては、国家形成の要因は、人間個々人の主体的意志である。この意志が個々人の生物的生命の維持手段として必要であると意欲したが故に、国家が成立したのである。それ故、マルシリウス政治理論は主観的である。

人間の道徳的完成の場を国家とする、アリストテレース政治理論に比して、マルシリウスは国家観において非道徳的発想をするのである。この発想をするが故に、彼はアリストテレースのあの有名な命題「人間は自然的にポリス的動物である」を継受しないのである。マルシリウスにおいては、国家は人間の倫理的本性の発展終極とは解されない。彼が、国家を「生活及び善き生活」のために存在すると規定してはいるものの、[18] この「善き生活」は倫理的・形而上的意味を有するものではない。これは、人間に内在する諸特性を発展させるに十分な時間的余裕を内包するものである。[19] かかる思考においては、国家

は単なる手段的価値しか付与されていないのである。それ故、マルシリウスの政治思想の中には、アリストテレースにみられる如き、個人に対する国家の優越性は存在しない。

以上の観点からしてマルシリウスは、政治における道徳的基礎を低評価した、中世紀最初の人であつた。彼は政府・統治部分の行為の形相のみに固執してその行為あるいは法律の質料的基礎を無視することによつて、政治学を道徳から解放したのであつた。[20] この場合、形相とは人民全体の意志が集約・公布されたものとしての実定法である。マルシリウスの思想性は、以上に観察される通り貧弱であり、且つ哲学的強靱さを有するものでない。しかし、彼の思想における哲学的・道徳的稀薄性こそ、政治学が哲学的諸観念から解放されたという意味において、彼の思想の近代性を示すものなのである。かかる観点に立つなら、マキアベルリに比してマルシリウスは不当に低く評価されているといえよう。

（二）国家主要部分の概念

さて形成された国家内に存在する構成部分に関して、マルシリウスはアリストテレースの区分法を「平和の擁護者」一巻五章において踏襲する。

アリストテレースは「政治学」において、有機的な自足団体としての国家に必要な仕事・機能として次の六種類を挙げる。食糧、技術、武器、財貨、神に関する配慮、最後に、市民の利益、正義を判定すること。[21] 国の各部分もこれらに基づいて構成されなければならないのである。しかもアリストテレースは、自らが良しとする最善国制体の中から、徳とは相容れないとの理由で、俗業民的生活、商業的生活、農耕生活の三種類を除外する。存立を許容される構成部分は、戦士的部分、利益・正義を審議・裁定する部分、神事を司さどる部分の三種である。しかし最善国制から構成部分として除外された前記三種類も国家の存続にとつて必須の機能を有するものとして規定される。いうまでもなくアリストテレースの発想は、その

最善国制に現われている如く貴族的である。彼の価値評価によれば、職人、商人、農民はその「市民権」を最善国制の中において有することはないといえよう。

マルシリウスは、その著作の一巻五章一節において、アリストテレースを引用しつつ[22]、「国家の部分あるいは職務」として次の六種類を挙げるのである――農業的部分、職人的部分、軍事的部分、財貨的部分、聖職的部分、裁判的・審議的部分――（記述の順序通り・筆者補）。そして彼は以上の中、聖職的部分、軍事的部分、裁判的部分を「厳密な意味において」(simplititer) 国家の部分と規定し、且つ市民社会内においてこれらを「名誉ある人々」(honorabilitas) とするのである。一方、残余の三部分は国家にとつて必要なる職務である故に、「広い意味において」(large) 国家の部分とされるのである。これらの職務に従事している人々は「大衆」(vulgaris) と呼称される。

以上にみられるマルシリウスの思惟構造がアリストテレース政治思想を踏襲していることは明白である。マルシリウスの発想は、この点において貴族的である[23]。しかし、彼はアリストテレースがその最善国制において「大衆」の「市民権」を剝奪したことには追従しなかつた。彼の人民主権概念の中に「大衆」も当然、包含されているのである。かかる発想と根底において連関する事柄が「平和の擁護者」一巻五章九節に観察される。

七節に「支配的・裁判的部分」、八節に「軍事的部分」が分析され、九節では「財貨的・通商的部分」が分析されるのである。その後、十節で「聖職的部分」が究明されることを考慮に入れれば、この九節の内容はいささか唐突といわねばならぬ。つまり九節「財貨的・通商的部分」を除けば、七・八・十節の内容は狭義の「国の部分」且つ「名誉ある人々」なのである。狭義の「国の部分」「名誉ある人々」の分析において、「財貨的・通商的部分」が、補足的にではなく他の部分と同等に並列的に取扱われていることは、マルシリウスがこの種の部分・職務を重視したことの証左であろう。そもそも彼の国家・社会へのアプローチは極めて経済的である[24]。

人間の初原的・生物的欲求を充足するために社会が形成され、この社会の崩壊・分裂を防ぐために法団体としての国家が形成されるのである。かかる観点に立脚するとすれば、経済的要因が国家において重視されるのは当然といえよう。「財貨的・通商的部分」が重視される（たとえ重視されなくとも、少なくとも無視されていないことは明白である）原因として、純理論的理由の他に、マルシリウスの生きたイタリア都市国家の金融資本家、貿易・交易商人の経済的・社会的興隆が挙げられるであろう。

アリストテレースが有徳性の観点から限定した、最善国制中の三部分に関しても、マルシリウスを経てその有徳性の観点は脱落するのである。あまつさえ、非「徳」的本質の故にアリストテレースが無視した「財貨的・通商的部分」が、マルシリウスにあつては前記三部分（戦士、聖職、支配・裁判）と同格に扱われることとなつた。アリストテレース継受における、かかる偏差、ねじ曲りはマルシリウスの思想的特徴を浮彫りにしつつ他の個所にも現われるのである。

例えば、彼は「平和の擁護者」一巻五章七節で、社会内における「支配的・裁判的部分」の必要性をアリストテレースの表現を引用しつつ述べる。しかし、ここでは支配的・統治的部分の存在が社会崩壊の防止のために必要であることが記述されるとはいうものの、そのためにこの国家構成部分を占める人々の内在的資質が如何なるものであるべきかということは究明されないのである。この問題に関しては、「平和の擁護者」一巻十四章二節において、支配者自身の徳性の必要性が簡単に論じられている。その文脈に見られる事柄は、支配者、支配的・統治的部分の人々に思慮分別と正義が最低限必須のものであるということである。[25] マルシリウスには、支配者の悪徳的行為も一定の政治状況においては正しい政治結果を生みだすという発想は存在しない。

支配者における有徳性の指摘は、マルシリウス政治思想が道徳的圏内から完全には脱却していないことを示すものである。しかし、それにもかかわらず、「平和の擁護者」中に漲ぎる論調は、非道徳的なものである。一般的に、マルシリウス

がその著作の中で、政治状況における支配者、一般市民の内在的資質、行動様式を価値的観点から分析・評価することは極めて稀である。彼は、アリストテレースの如き、支配者、一般市民の善き行為とは何か、最善の生活とは何かという問題に関しては全く無関心である。マルシリウスの関心の目ざすところは、政治権力の正当性を決定する権威を案出することであつた。このことは、換言すれば政治権力の正当性を決定する思考形式を創造することであつた。彼の思惟構造は、アリストテレースが権威及びその担い手の実質的（質料的）原理に強調点を置くために形式（形相）の厳密な規定を放棄したのに反し、政治権力の合法性を規定する正当なる形式基準を決定することに強調点を置いた。それ故マルシリウスにおいては、政治権威の正当性そのものが究明対象であつた。正当なる政治権威が樹立されれば、政治権力つまり「支配的・裁判的部分」が合法的に設定され、国家は人民全体の利益のために、適合的に運営されるのである。換言すれば、正当なる形式＝政治権威が措定されれば、善き政治（マリシリウス的な意味においてではあるが）が行われるのである。以上の思考形式においては、支配者及び被治者としての一般市民の質料的原理つまり道徳的特性を考察する余地と必要性は存在しない。

右の思惟構造は、マルシリウスが形式を重視して質料に無関心であつた故に政治学を道徳から解放したとする前述の事柄を、形式的に繰り返えしたものである。

さてマルシリウス的な国家において、統治者即ち「支配的・裁判的部分」の第一の機能は、国家内における争いの裁定である。「……諸行為の過剰を中庸たらしめるために、これを矯正し且つ等しくあるいは適正なる均衡へ調整するところの部分もしくは職務が国家内に必然的に確立された。何故ならかかる矯正なくしては、行為の過剰性は争闘の原因となり、かくて市民の分解・分離果ては国家の崩壊及び十分な生活の喪失をきたすこととなる。国家のこの部分はその従属的・補助的要素と共に、アリストテレースによつて司法的、支配的、慎慮的部分と呼ばれた。そしてその機能は正義及び共通の利益の調整・統御である」Ad moderandos autem excessus actuum... statuta fuit necessario in civitate pars aliqua seu officium,

per quam excessus talium actuum corrigantur, et ad equalitatem aut proporcionem debitam reducantur; aliter namque causaretur ex hiis pugna et inde civium separacio, demum civitatis corrupcio et vite sufficientis privacio. Hec autem pars ab Aristotele vocata est iudicialis seu principans et consiliativa cum sibi subservientibus, cuius est iusta et conforencia communia regulare. (I, V, 7) この記述において、「支配的・裁判的部分」が立法機能を有していないことは重要な事柄である。

数々の点で中世の伝統的思考に離反しているマルシリウスも、統治行為を根本において司法行為とする点において同一の立場に立つのである。しかし彼はこの司法的機能を立法的機能と区別する点において、特異な存在となる。伝統的発想によれば、法の司法的適用は新しい実定法の創造と理解される（つまり自然法、神法の解釈・適用である）のに対し、マルシリウスの見解によれば統治者（支配的・裁判的部分）は、立法者としての人民によつて作成され且つ解釈された実定法に従がつて、裁定するのである。統治者の機能は、国家内の全ての人々の市民的行為を法律としての規準（regula）に従がつて規制すること（regulare）、しかも処罰あるいは恩賞を与えることによつて規制することのみである。つまりマルシリウスによれば、統治者の行為としての法の司法的適用には「法の解釈」なる伝統的観念は包合されない。なんとなれば、立法的意味を含む伝統的観念としての「法の解釈」は、立法者・主権者としての人民全体に帰属するからである。

さて、右に明らかな如くマルシリウスにおいては、統治者と立法者が明確に分離されているにもかかわらず、アリストテレースにおいては両者の分離はそれ程明白ではなく、むしろ人々に法律を与える者が支配者となるべきことが主張されるのである。[26] マルシリウスはその著作の一巻五章七節で前に見た如くアリストテレースの名を持ち出すものの、司法的（Judicialis）、支配的（principans）、慎慮的（consiliativa）なる用語を借用するのみで、国家の統治部分の内容に関する理解は彼自身の独自性が濃厚である。しかも、彼がアリストテレースから引用した個所は、国制の構成部分に関する綿密な分析を提示し

ているものではなく、単なる分類表に過ぎないのである。

マルシリウスが立法行為と統治行為を明確に分離したことは、いうまでもなく彼の人民主権理念の強調の結果である。

さて、七節の「支配的・裁判的部分」に引き続き、八節で「戦士的部分」が叙述される。ここにおいても源泉（アリストテレース・政治学・四巻四章・1291 a・6, 七巻八章・1328 b・7）とは異なつた論調が描かれることとなる。引用された個所においては、「戦士的部分」は国全体の自由を望み、侵略者への隷属を望まぬ故に、国のために戦う部分とされるのである。つまり、ここでは戦士的部分はその責務及び機能を対外的に向けられたものとして所有しており、あくまで外敵の侵略排除が主目的である。現代的表現を借りるとすれば、これは正しく軍隊である。

しかるにマルシリウスは、かかる視点を継承しているとはいえこの戦士的部分の国内的機能・任務の方に強調点を置いているのである。つまり、それは国内治安維持機構としての警察及び行政上執行する強制力として把握されるのである。「国内における犯罪人及び謀叛人に対する裁判判決を強制力によつて執行しなければならぬ故に、国内に軍隊あるいは戦士的部分を設立する必要がある」 ...rursum quoniam iudicium sentencias ad iniuriosos et rebelles intrinsecos oportet exequi per potenciam coactivam: necesse fuit in civitate militarem seu propugnativam partem statuere, ... (I, V, 8)

そもそもマルシリウスの関心領域は、普遍的平和の確立でもなく、普遍的王国の樹立でもない。彼は、限定された領域における正当なる政治権威とは如何なるものか、その権威を維持して国民に十分な生活を提供することのできる合法的権力とは如何にあるべきかという問題をその著作の一巻において終始、政治学的に追求するのであつた。(27)

彼の視野、関心領域は一国内の統治の問題に集中されるのである。しかも彼は、一国家に善き政治が行われるために必要な、善き支配者と善き市民の徳性なるものを顧慮しない。それ故、マルシリウスは、各市民の内面に善き政治を行うべき要素・動機づけを発見することはできないのである。かくて、善き政治を行うためには、外在的手段を導入する必要があつ

た。それが、強制的執行力を把持した「戦士的部分」なのである。

かかる観点に立つとするならば、マルシリウスの思惟構造において「戦士的部分」が必須の支柱であることは明白であり、且つ又この部分がアリストテレースとは異なつた意味で、国内治安維持機構としての警察的部分と把握されるのも当然といえよう。[28]

三　むすび

この小稿において、国家に関するマルシリウスの思想的特色が、彼のアリストテレース受容を省察することによつて明らかとなつたであろう。彼は、ある場合にはアリストテレース思想の真髄を継承することによつて自己の思想を形成し、他の場合にはアリストテレース思想を自己の思惟構造に合わせて受容したのであった。その限りでの両者の偏差もマルシリウスの思想的特徴を表示するものなのである。

さて、マルシリウスによるアリストテレース受容は本来、マルシリウス以外の中世思想家のアリストテレース受容の態様と比較されることによつて、その歴史的意義がより明確となる。しかしこれは、筆者の哲学史的知識の僅少さと紙幅の制約により、本稿では触れられることなく終つた。マルシリウスがトマス・アクィナス、エギディウス・ロマーヌスその他の思想家と相違した方法、視点からアリストテレース政治学を受容し、彼等とは異質の、主意主義的政治哲学を形成したことは先ず明らかではある。そしてかかる比較研究は、本稿の意図をより一層充実させるために、あるいは又、中世政治思想一般の研究を豊富ならしめるためにも、筆者に課せられた今後の為すべき課題であろう。

(1)　マルシリウス・パドゥア「平和の擁護者」一巻一章三節。以下書名略。

(2)　Est ergo propositum meum, auxiliante Deo, singularem hanc litis causam solummodo pandere. Nam earum que per Aristotelem assignate

fuerunt, numerum atque naturam iterare foret abundans; huius vero quam nec Aristoteles conspicere potuit, nec post ipsum qui potuerit, determinacionem alter assumpsit, sic volumus revelare velamen, ut a regnis seu civilitatibus omnibus deinceps facile possit excludi, exclusa vero possint securius studiosi principantes et subditi tranquille vivere, ... (*Defensor Pacis*, I, I, 7. 以下書名略) 使用したテキスト及び著者に関しては拙稿「マルシリウス・パドゥアの国家観」・法学研究第四二巻四号・五七頁以下参照。

(3) 一巻一章八節。

(4) G. de Lagarde: "Une adaption de la politique d'Aristote au XIVe siecle" Revue historique de droit français et etranger. 4 ser. (1932), p. 232.

(5) かかる視点に立つものとしては、G. de Lagarde, op. cit., p. 230 を参照。

尚、マルシリウスはアリストテレースの著作をラテン語訳(Wilhelm v. Merbeckeの訳)を通して読んでいるのであるから、厳密にいえばかかる作業をする際、マルシリウスの著作とアリストテレースの著作のラテン訳を参照・検閲しなければならない。しかし、諸種の事情でラテン訳を使用することはできず、この意味において、本稿は一定の限界を有するものである。尚、ラギャルド及びグッゲンハイム(M. Guggenheim: "Marsilius v. Padua und die Staatslehre des Aristoteles." Historische Viertel-Jahrschrift, VII (1904), S. 343—362) もラテン訳を利用していない。

(6) 一巻三章二節。

(7) アリストテレース・自然学・二巻八章・199 a. 9.

(8) 同書・一巻一章・184 a. 13.

(9) アリストテレース・政治学・一巻二章・1252 a, 26 ff.

(10) 一つ以上の家から形成された共同体を村と称することについては、政治学・一巻二章・1252 b, 16 ff.

(11) ..indiguit artibus diversorum generum et specierum ad declinandum nocumenta predicta. Quequoniam exerceri non possunt, nisi a multa hominum pluralitate, nec haberi, nisi per ipsorum invicem communicacionem, oportuit homines simul congregari ad commodum ex hiis assequendum et incommodum fugiendum. (I, IV, 3)

(12) アリストテレース・政治学・一巻二章・1252 b. 20 ff.

(13) 同書・一巻二章・1252 b. 30 ff.

(14) 同書・一巻二章・1253 a. 10 ff.

(15) ただし、マルシリウスには社会契約説は見受けられない。

(16) G. de Lagarde, op. cit., p. 229.

(17) M. Guggenheim, op. cit., S. 350. 確かにマルシリウスがパリ大学で研鑽をつんでいた時期にノミナリスムスに触れたことは予想されるが、

彼の思想にどの程度の影響を与えたかは断定できない。その他、意志主義に関する言及としては、G. de Lagarde, op. cit., p. 240. を参照のこと。

(18) 一巻四章三節。

(19) 拙稿「マルシリウス・パドゥアの国家観」・法学研究第四二巻四号・三三頁参照。

(20) G. de Lagarde, op. cit., p. 249—250.

(21) アリストテレース・政治学・七巻八章・1328 b. 3 ff. 尚、別の個所（同書・四巻四章・1290 b. 40 ff）には国家構成部分として次の種類を例示する。㈠＝農民㈡＝職人㈢＝商人㈣＝日雇い人㈤＝戦士㈥＝戦士を含んだ、裁定・評議する人㈦＝財産をもって公共に奉仕する人㈧＝公僕。

(22) 同書・七巻八章・1328 b. 2 ff.

(23) A. Gewirth. "Marsilius of Padua: The Defender of Peace, Vol. I: Marsilius of Padua and Medieval Political Philosophy (New York, Columbia Univ. Press, 1964), p. 191.

(24) 前掲拙稿・二七頁参照。G. de Lagarde, op. cit., p. 250.

(25) この問題に関しては前掲拙稿・五二頁以下参照。

(26) アリストテレース・政治学・三巻一五章・1286 a. 22.
〃　七巻一四章・1333 a. 10.

(27) 思想史的にみれば、「平和の擁護者」第二巻がマルシリウスの思想家としての特異性、本質を表明しているのではあるが、それは一巻で証明された命題をカトリック教会の問題に適用した結果である。それ故、二巻における内容も一巻における結論の表明といえる。

(28) 「戦士的部分」を国内治安維持のための強制力と解することの可能な他の個所は、一巻十四章八節である。しかも同所においてマルシリウスは、アリストテレースを引用しつつ、過度の軍事・警察力に対する歯止めを設定するのである。

（一九六九年十一月八日）